

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成19年8月27日
【会社名】	株式会社あきんどスシロー
【英訳名】	AKINDO SUSHIRO CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 矢三 圭史
【本店の所在の場所】	大阪府吹田市江坂町二丁目1番11号
【電話番号】	06(6368)1001(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役企画管理部長 小林 慶樹
【最寄りの連絡場所】	大阪府吹田市江坂町二丁目1番11号
【電話番号】	06(6368)1001(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役企画管理部長 小林 慶樹
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	(第2回新株予約権) その他の者に対する割当 62,675,000円 発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額 を合算した金額 643,425,000円 (第3回新株予約権) その他の者に対する割当 30,940,000円 発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額 を合算した金額 404,940,000円 (第4回新株予約権) その他の者に対する割当 26,180,000円 発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額 を合算した金額 434,180,000円 (第2回乃至第4回の合計) その他の者に対する割当 119,795,000円 発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額 を合算した金額 1,482,545,000円 (注) 行使価額が調整された場合には、発行価額の総額に新株予約 権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 は増加又は減少します。また、新株予約権の行使期間内に行 使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却し た場合には、発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払 い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券（第2回新株予約権）】

(1)【募集の条件】

発行数	1,150個
発行価額の総額	62,675,000円
発行価格	54,500円
申込手数料	—
申込単位	1個
申込期間	平成19年9月13日
申込証拠金	—
申込取扱場所	株式会社あきんどスシロー 本社
払込期日	平成19年9月14日
割当日	平成19年9月14日
払込取扱場所	株式会社みずほ銀行 守口支店 大阪府守口市河原町8番21号

- (注) 1. 本新株予約権の発行については、平成19年8月27日開催の当社取締役会においてその発行を決議しております。
2. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
3. 申込方法は、申込期間内に申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に払込取扱場所へ発行価額の総額を振り込むものといたします。
4. 割当予定先の概要及び当社と割当予定先との関係等は以下の通りであります。

割当予定先の氏名又は名称		Atlantic Fisheries, L.P.	
割当新株予約権数		651個	
払込金額		35,479,500円	
割当予定先の内容	住所	UBS House, 227 Elgin Avenue P.O. Box 852, Grand Cayman, Cayman Islands	
	代表者の役職氏名	SUCGP(F)Ltd.	
	資本金又は出資金の額	—	
	事業の内容	投資業	
	大株主及び持株比率	—	
当社との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式数	—株
		割当予定先が保有している当社株式の数	—株
	取引関係等	—	
	人的関係等	—	
	その他関係等	業務提携先	

割当予定先の氏名又は名称		Pacific Fisheries, L.P.	
割当新株予約権数		499個	
払込金額		27,195,500円	
割当予定先の内容	住所	UBS House, 227 Elgin Avenue P.O. Box 852, Grand Cayman, Cayman Islands	
	代表者の役職氏名	UCGP, Ltd.	
	資本金又は出資金の額	—	
	事業の内容	投資業	
	大株主及び持株比率	—	
当社との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式数	—株
		割当予定先が保有している当社株式の数	—株
	取引関係等	—	
	人的関係等	—	
	その他関係等	業務提携先	

(2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	<p>115,000株</p> <p>なお、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」といいます。）は、当初100株とします。</p> <p>ただし、付与株式数は、平成19年9月14日より後、当社が当社普通株式の株式分割（普通株式の無償割当てを含みます。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとします。</p> $\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$ <p>かかる調整は、当該時点において未行使の本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。</p> <p>調整後付与株式数の適用の日は、欄外（注）第1項第(3)号②に定める株式分割又は株式併合に際して行使価額（以下に定義されます。）の調整が行われる場合の調整後行使価額の適用の日と同日とします。</p> <p>付与株式数の調整を行うときは、当社は新株予約権者に対し、調整後付与株式数の適用の日の前日までに必要な事項を通知します。ただし、当該適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときには、調整後付与株式数の適用の日以降すみやかに通知します。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 当初505,000円 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各本新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」といいます。）に付与株式数を乗じた金額とします。</p> <p>2 行使価額 当初5,050円</p> <p>3 行使価額の調整 行使価額は調整されることがあります。この場合の調整事由及び調整式については欄外（注）第1項に記載しております。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>643,425,000円</p> <p>なお、この金額は行使価額の調整により増加又は減少することがあります。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 1株当たりの発行価格は行使価額と同額とします。</p> <p>2 資本組入額 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。</p> <p>3 準備金組入額 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記2記載の資本金等増加限度額から上記2に定める増加する資本金の額を減じた額とします。</p>
新株予約権の行使期間	平成19年9月14日から平成24年9月13日までとします。なお、行使期間最終日が銀行営業日でない場合はその前銀行営業日を最終日とします。

<p>新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所</p>	<p>1 行使請求権の受付場所 株式会社あきんどスロー 総務部（又はその時々における当該業務担当部署）</p> <p>2 行使請求権の取次場所 該当事項はありません。</p> <p>3 行使請求権の払込取扱場所 株式会社みずほ銀行 守口支店（又はその時々における当該銀行の承継銀行若しくは当該支店の承継支店）</p>
<p>新株予約権の行使の条件</p>	<p>各本新株予約権の一部行使はできないものとします。</p>
<p>自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件</p>	<p>—</p>
<p>新株予約権の譲渡に関する事項</p>	<p>—</p>
<p>代用払込みに関する事項</p>	<p>—</p>
<p>組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項</p>	<p>当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限ります。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限ります。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限ります。）（総称して以下「組織再編行為」といいます。）をする場合においては、組織再編行為の効力発生時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」といいます。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、合併後存続する株式会社若しくは合併により設立する株式会社、分割する事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、当社の発行済株式の全部を取得する株式会社又は株式移転により設立する株式会社（以下「再編対象会社」といいます。）の新株予約権を交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。</p> <p>ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とします。</p> <p>① 交付する再編対象会社の新株予約権の数 組織再編行為の効力発生の時点において残存する残存新株予約権の数と同一の数とします。</p> <p>② 新株予約権の目的である株式の種類 再編対象会社の普通株式</p> <p>③ 新株予約権の目的である株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて合理的に調整された数とし、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとします。</p> <p>④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額」及び欄外（注）第1項で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。</p> <p>⑤ 新株予約権の行使期間 上記「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。</p>

	<p>⑥ 新株予約権の行使の条件 上記「新株予約権の行使の条件」に準じて定めるものとします。</p> <p>⑦ 取得条項 定めないものとします。</p> <p>⑧ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて定めるものとします。</p> <p>⑨ 新株予約権の取得承認 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとします。</p>
--	--

(注) 1. 行使価額の調整

当社は以下の場合に行使価額をそれぞれ以下の算式により調整するものとします。

- (1) 当社は、平成19年9月14日より後、当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

この場合の調整前行使価額は、調整後行使価額を適用する日の前日において有効な行使価額とします。

- (2) ① 当社は、平成19年9月14日より後、当社が時価を下回る価額で普通株式の発行又は普通株式の自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含みます。）の行使による場合を除きます。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

- ② 本号①の算式（以下「行使価額調整式」といいます。）で使用する調整前行使価額は、調整後行使価額を適用する日の前日において有効な行使価額とします。
- ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、また基準日がない場合は調整後行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式総数（当社が当該日において保有する普通株式の自己株式の数を除きます。）とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。ただし、行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出に当たり使用すべき既発行株式数が公正妥当に算定できる場合はその既発行株式数を使用するものとします。
- ④ 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含みます。）の平均値（終値のない日を除きます。）とします。平均値の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入します。
- ⑤ 行使価額調整式の計算については円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとします。
- (3) 行使価額の調整を行う場合、その調整後行使価額の適用時期は、次に定めるところによります。
- ① 時価を下回る価額で普通株式の発行又は普通株式の自己株式の処分を行う場合
調整後行使価額は、払込期日の翌日以降、また基準日がある場合は当該基準日の翌日以降これを適用します。
- ② 株式分割又は株式併合を行う場合
調整後行使価額は、株式分割の場合は基準日の翌日以降、株式併合の場合はその効力発生日以降これを適用します。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金の額を増加することを条件

としてその部分をもって株式分割により当社普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該剰余金の額の減少及び資本金又は準備金の額の増加の決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の終結の日の翌日に、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用します。

なお、上記ただし書の場合において、株式分割のための基準日の翌日から当該剰余金の額の減少及び資本金又は準備金の額の増加の決議をした株主総会の終結の日までに本新株予約権の行使をなした新株予約権者に対しては、次の算式により算出される数の当社普通株式を発行又は交付します。

$$\text{発行・交付株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times (\text{調整前行使価額をもって本新株予約権行使により当該期間内に発行された株式数})}{\text{調整後行使価額}}$$

上記計算の結果1株未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとします。

- (4) 本項第(1)号及び第(2)号に定めるところにより算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまるときは、行使価額の調整はこれを行いません。ただし、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、本項第(1)号及び第(2)号に定める算式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用します。
 - (5) 本項第(1)号及び第(2)号のほか、平成19年9月14日より後、他の種類株式の普通株主への無償割当て、他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合、又は、会社分割、合併等のために発行済普通株式の変更若しくは変更の可能性が生じる事由の発生した場合、その他行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲内で、行使価額は適切に調整されるものとします。
 - (6) 行使価額の調整を行うときは、当社は新株予約権者に対し、調整後行使価額の適用の日の前日までに必要な事項を通知します。ただし、本項第(3)号②のただし書に示される株式分割の場合、その他当該適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときには、調整後行使価額の適用の日以降すみやかに通知します。
2. 本新株予約権の行使の方法及び行使請求権の効力発生日
- (1) 新株予約権者が本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額は、行使価額に付与株式数を乗じた金額に、当該行使にかかる本新株予約権の数を乗じた金額とします。
ただし、行使価額及び付与株式数の調整を行った場合は、調整後行使価額及び調整後付与株式数を用いて算出するものとします。
 - (2) 新株予約権者が本新株予約権の行使を請求しようとするときは、所定の請求書に必要事項を記載しこれに記名捺印したうえ、当該請求書とともに、本新株予約権行使に要する書類を添えて上記「新株予約権の行使期間」欄に定める行使期間中に、行使請求権の受付場所に提出しなければなりません。
 - (3) 新株予約権者が本新株予約権の行使を請求しようとするときは、本項第(2)号に定める各書類の提出に加えて当該本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の全額を行使請求権の払込取扱場所に払い込まなければなりません。
 - (4) 本項第(3)号に基づき、当該本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の全額を行使請求権の払込取扱場所に払込みをした新株予約権者は、その後当該本新株予約権の行使を取り消すことはできません。
 - (5) 本新株予約権を行使した新株予約権者は、会社法第282条に従い当該本新株予約権を行使した日に、当該本新株予約権の目的である株式の株主となります。
3. 株券の交付方法
- 当社は、行使請求の効力発生後すみやかに株券を交付します。ただし、単元未満株式については株券を発行しません。
4. 新株予約権証券の発行
- 当社は、新株予約権者の請求あるときに限り記名式の新株予約権証券を発行します。新株予約権者は、本新株予約権について、無記名式の新株予約権証券の発行を請求することはできません。
- (3) 【新株予約権証券の引受け】
- 該当事項はありません。

2【新規発行新株予約権証券（第3回新株予約権）】

(1)【募集の条件】

発行数	680個
発行価額の総額	30,940,000円
発行価格	45,500円
申込手数料	—
申込単位	1個
申込期間	平成19年9月13日
申込証拠金	—
申込取扱場所	株式会社あきんどスシロー 本社
払込期日	平成19年9月14日
割当日	平成19年9月14日
払込取扱場所	株式会社みずほ銀行 守口支店 大阪府守口市河原町8番21号

- (注) 1. 本新株予約権の発行については、平成19年8月27日開催の当社取締役会においてその発行を決議しております。
2. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
3. 申込方法は、申込期間内に申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に払込取扱場所へ発行価額の総額を振り込むものといたします。
4. 割当予定先の概要及び当社と割当予定先との関係等は以下の通りであります。

割当予定先の氏名又は名称		Atlantic Fisheries, L.P.	
割当新株予約権数		385個	
払込金額		17,517,500円	
割当予定先の内容	住所	UBS House, 227 Elgin Avenue P.O. Box 852, Grand Cayman, Cayman Islands	
	代表者の役職氏名	SUCGP(F)Ltd.	
	資本金又は出資金の額	—	
	事業の内容	投資業	
	大株主及び持株比率	—	
当社との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式数	—株
		割当予定先が保有している当社株式の数	—株
	取引関係等	—	
	人的関係等	—	
	その他関係等	業務提携先	

割当予定先の氏名又は名称		Pacific Fisheries, L.P.	
割当新株予約権数		295個	
払込金額		13,422,500円	
割当予定先の内容	住所	UBS House, 227 Elgin Avenue P.O. Box 852, Grand Cayman, Cayman Islands	
	代表者の役職氏名	UCGP, Ltd.	
	資本金又は出資金の額	—	
	事業の内容	投資業	
	大株主及び持株比率	—	
当社との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式数	—株
		割当予定先が保有している当社株式の数	—株
	取引関係等	—	
	人的関係等	—	
	その他関係等	業務提携先	

(2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	<p>68,000株</p> <p>なお、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」といいます。）は、当初100株とします。</p> <p>ただし、付与株式数は、平成19年9月14日より後、当社が当社普通株式の株式分割（普通株式の無償割当てを含みます。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとします。</p> $\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$ <p>かかる調整は、当該時点において未行使の本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。</p> <p>調整後付与株式数の適用の日は、欄外（注）第1項第(3)号②に定める株式分割又は株式併合に際して行使価額（以下に定義されます。）の調整が行われる場合の調整後行使価額の適用の日と同日とします。</p> <p>付与株式数の調整を行うときは、当社は新株予約権者に対し、調整後付与株式数の適用の日の前日までに必要な事項を通知します。ただし、当該適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときには、調整後付与株式数の適用の日以降すみやかに通知します。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 当初550,000円 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各本新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」といいます。）に付与株式数を乗じた金額とします。</p> <p>2 行使価額 当初5,500円</p> <p>3 行使価額の調整 行使価額は調整されることがあります。この場合の調整事由及び調整式については欄外（注）第1項に記載しております。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>404,940,000円</p> <p>なお、この金額は行使価額の調整により増加又は減少することがあります。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 1株当たりの発行価格は行使価額と同額とします。</p> <p>2 資本組入額 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。</p> <p>3 準備金組入額 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記2記載の資本金等増加限度額から上記2に定める増加する資本金の額を減じた額とします。</p>
新株予約権の行使期間	平成19年9月14日から平成24年9月13日までとします。なお、行使期間最終日が銀行営業日でない場合はその前銀行営業日を最終日とします。

<p>新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 行使請求権の受付場所 株式会社あきんどスロー 総務部（又はその時々における当該業務担当部署） 2 行使請求権の取次場所 該当事項はありません。 3 行使請求権の払込取扱場所 株式会社みずほ銀行 守口支店（又はその時々における当該銀行の承継銀行若しくは当該支店の承継支店）
<p>新株予約権の行使の条件</p>	<p>各本新株予約権の一部行使はできないものとします。</p>
<p>自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件</p>	<p>—</p>
<p>新株予約権の譲渡に関する事項</p>	<p>—</p>
<p>代用払込みに関する事項</p>	<p>—</p>
<p>組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項</p>	<p>当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限ります。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限ります。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限ります。）（総称して以下「組織再編行為」といいます。）をする場合においては、組織再編行為の効力発生時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」といいます。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、合併後存続する株式会社若しくは合併により設立する株式会社、分割する事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、当社の発行済株式の全部を取得する株式会社又は株式移転により設立する株式会社（以下「再編対象会社」といいます。）の新株予約権を交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。</p> <p>ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とします。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数 組織再編行為の効力発生の時点において残存する残存新株予約権の数と同一の数とします。 ② 新株予約権の目的である株式の種類 再編対象会社の普通株式 ③ 新株予約権の目的である株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて合理的に調整された数とし、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとします。 ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額」及び欄外（注）第1項で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。 ⑤ 新株予約権の行使期間 上記「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

	<p>⑥ 新株予約権の行使の条件 上記「新株予約権の行使の条件」に準じて定めるものとします。</p> <p>⑦ 取得条項 定めないものとします。</p> <p>⑧ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて定めるものとします。</p> <p>⑨ 新株予約権の取得承認 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとします。</p>
--	--

(注) 1. 行使価額の調整

当社は以下の場合に行使価額をそれぞれ以下の算式により調整するものとします。

- (1) 当社は、平成19年9月14日より後、当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

この場合の調整前行使価額は、調整後行使価額を適用する日の前日において有効な行使価額とします。

- (2) ① 当社は、平成19年9月14日より後、当社が時価を下回る価額で普通株式の発行又は普通株式の自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含みます。）の行使による場合を除きます。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

- ② 本号①の算式（以下「行使価額調整式」といいます。）で使用する調整前行使価額は、調整後行使価額を適用する日の前日において有効な行使価額とします。
- ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、また基準日がない場合は調整後行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式総数（当社が当該日において保有する普通株式の自己株式の数を除きます。）とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。ただし、行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出に当たり使用すべき既発行株式数が公正妥当に算定できる場合はその既発行株式数を使用するものとします。
- ④ 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含みます。）の平均値（終値のない日を除きます。）とします。平均値の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入します。
- ⑤ 行使価額調整式の計算については円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとします。
- (3) 行使価額の調整を行う場合、その調整後行使価額の適用時期は、次に定めるところによります。
- ① 時価を下回る価額で普通株式の発行又は普通株式の自己株式の処分を行う場合
調整後行使価額は、払込期日の翌日以降、また基準日がある場合は当該基準日の翌日以降これを適用します。
- ② 株式分割又は株式併合を行う場合
調整後行使価額は、株式分割の場合は基準日の翌日以降、株式併合の場合はその効力発生日以降これを適用します。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金の額を増加することを条件

としてその部分をもって株式分割により当社普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該剰余金の額の減少及び資本金又は準備金の額の増加の決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の終結の日の翌日に、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用します。

なお、上記ただし書の場合において、株式分割のための基準日の翌日から当該剰余金の額の減少及び資本金又は準備金の額の増加の決議をした株主総会の終結の日までに本新株予約権の行使をなした新株予約権者に対しては、次の算式により算出される数の当社普通株式を発行又は交付します。

$$\text{発行・交付株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times (\text{調整前行使価額をもって本新株予約権行使により当該期間内に発行された株式数})}{\text{調整後行使価額}}$$

上記計算の結果1株未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとします。

- (4) 本項第(1)号及び第(2)号に定めるところにより算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまるときは、行使価額の調整はこれを行いません。ただし、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、本項第(1)号及び第(2)号に定める算式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用します。
 - (5) 本項第(1)号及び第(2)号のほか、平成19年9月14日より後、他の種類株式の普通株主への無償割当て、他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合、又は、会社分割、合併等のために発行済普通株式の変更若しくは変更の可能性が生じる事由の発生した場合、その他行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲内で、行使価額は適切に調整されるものとします。
 - (6) 行使価額の調整を行うときは、当社は新株予約権者に対し、調整後行使価額の適用の日の前日までに必要な事項を通知します。ただし、本項第(3)号②のただし書に示される株式分割の場合、その他当該適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときには、調整後行使価額の適用の日以降すみやかに通知します。
2. 本新株予約権の行使の方法及び行使請求権の効力発生日
- (1) 新株予約権者が本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額は、行使価額に付与株式数を乗じた金額に、当該行使にかかる本新株予約権の数を乗じた金額とします。
ただし、行使価額及び付与株式数の調整を行った場合は、調整後行使価額及び調整後付与株式数を用いて算出するものとします。
 - (2) 新株予約権者が本新株予約権の行使を請求しようとするときは、所定の請求書に必要事項を記載しこれに記名捺印したうえ、当該請求書とともに、本新株予約権行使に要する書類を添えて上記「新株予約権の行使期間」欄に定める行使期間中に、行使請求権の受付場所に提出しなければなりません。
 - (3) 新株予約権者が本新株予約権の行使を請求しようとするときは、本項第(2)号に定める各書類の提出に加えて当該本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の全額を行使請求権の払込取扱場所に払い込まなければなりません。
 - (4) 本項第(3)号に基づき、当該本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の全額を行使請求権の払込取扱場所に払込みをした新株予約権者は、その後当該本新株予約権の行使を取り消すことはできません。
 - (5) 本新株予約権を行使した新株予約権者は、会社法第282条に従い当該本新株予約権を行使した日に、当該本新株予約権の目的である株式の株主となります。
3. 株券の交付方法
- 当社は、行使請求の効力発生後すみやかに株券を交付します。ただし、単元未満株式については株券を発行しません。
4. 新株予約権証券の発行
- 当社は、新株予約権者の請求あるときに限り記名式の新株予約権証券を発行します。新株予約権者は、本新株予約権について、無記名式の新株予約権証券の発行を請求することはできません。
- (3) 【新株予約権証券の引受け】
- 該当事項はありません。

3【新規発行新株予約権証券（第4回新株予約権）】

(1)【募集の条件】

発行数	680個
発行価額の総額	26,180,000円
発行価格	38,500円
申込手数料	—
申込単位	1個
申込期間	平成19年9月13日
申込証拠金	—
申込取扱場所	株式会社あきんどスシロー 本社
払込期日	平成19年9月14日
割当日	平成19年9月14日
払込取扱場所	株式会社みずほ銀行 守口支店 大阪府守口市河原町8番21号

- (注) 1. 本新株予約権の発行については、平成19年8月27日開催の当社取締役会においてその発行を決議しております。
2. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
3. 申込方法は、申込期間内に申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に払込取扱場所へ発行価額の総額を振り込むものいたします。
4. 割当予定先の概要及び当社と割当予定先との関係等は以下の通りであります。

割当予定先の氏名又は名称		Atlantic Fisheries, L.P.	
割当新株予約権数		385個	
払込金額		14,822,500円	
割当予定先の内容	住所	UBS House, 227 Elgin Avenue P.O. Box 852, Grand Cayman, Cayman Islands	
	代表者の役職氏名	SUCGP(F)Ltd.	
	資本金又は出資金の額	—	
	事業の内容	投資業	
	大株主及び持株比率	—	
当社との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式数	—株
		割当予定先が保有している当社株式の数	—株
	取引関係等		—
	人的関係等		—
	その他関係等		業務提携先

割当予定先の氏名又は名称		Pacific Fisheries, L.P.	
割当新株予約権数		295個	
払込金額		11,357,500円	
割当予定先の内容	住所	UBS House, 227 Elgin Avenue P.O. Box 852, Grand Cayman, Cayman Islands	
	代表者の役職氏名	UCGP, Ltd.	
	資本金又は出資金の額	—	
	事業の内容	投資業	
	大株主及び持株比率	—	
当社との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式数	—株
		割当予定先が保有している当社株式の数	—株
	取引関係等	—	
	人的関係等	—	
	その他関係等	業務提携先	

(2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	<p>68,000株</p> <p>なお、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」といいます。）は、当初100株とします。</p> <p>ただし、付与株式数は、平成19年9月14日より後、当社が当社普通株式の株式分割（普通株式の無償割当てを含みます。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとします。</p> $\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$ <p>かかる調整は、当該時点において未行使の本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。</p> <p>調整後付与株式数の適用の日は、欄外（注）第1項第(3)号②に定める株式分割又は株式併合に際して行使価額（以下に定義されます。）の調整が行われる場合の調整後行使価額の適用の日と同日とします。</p> <p>付与株式数の調整を行うときは、当社は新株予約権者に対し、調整後付与株式数の適用の日の前日までに必要な事項を通知します。ただし、当該適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときには、調整後付与株式数の適用の日以降すみやかに通知します。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<ol style="list-style-type: none"> 1 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 当初600,000円 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各本新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」といいます。）に付与株式数を乗じた金額とします。 2 行使価額 当初6,000円 3 行使価額の調整 行使価額は調整されることがあります。この場合の調整事由及び調整式については欄外（注）第1項に記載しております。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>434,180,000円</p> <p>なお、この金額は行使価額の調整により増加又は減少することがあります。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<ol style="list-style-type: none"> 1 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 1株当たりの発行価格は行使価額と同額とします。 2 資本組入額 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。 3 準備金組入額 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記2記載の資本金等増加限度額から上記2に定める増加する資本金の額を減じた額とします。
新株予約権の行使期間	平成19年9月14日から平成24年9月13日までとします。なお、行使期間最終日が銀行営業日でない場合はその前銀行営業日を最終日とします。

<p>新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 行使請求権の受付場所 株式会社あきんどスロー 総務部（又はその時々における当該業務担当部署） 2 行使請求権の取次場所 該当事項はありません。 3 行使請求権の払込取扱場所 株式会社みずほ銀行 守口支店（又はその時々における当該銀行の承継銀行若しくは当該支店の承継支店）
<p>新株予約権の行使の条件</p>	<p>各本新株予約権の一部行使はできないものとします。</p>
<p>自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件</p>	<p>—</p>
<p>新株予約権の譲渡に関する事項</p>	<p>—</p>
<p>代用払込みに関する事項</p>	<p>—</p>
<p>組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項</p>	<p>当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限ります。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限ります。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限ります。）（総称して以下「組織再編行為」といいます。）をする場合においては、組織再編行為の効力発生時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」といいます。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、合併後存続する株式会社若しくは合併により設立する株式会社、分割する事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、当社の発行済株式の全部を取得する株式会社又は株式移転により設立する株式会社（以下「再編対象会社」といいます。）の新株予約権を交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。</p> <p>ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とします。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数 組織再編行為の効力発生の時点において残存する残存新株予約権の数と同一の数とします。 ② 新株予約権の目的である株式の種類 再編対象会社の普通株式 ③ 新株予約権の目的である株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて合理的に調整された数とし、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとします。 ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額」及び欄外（注）第1項で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。 ⑤ 新株予約権の行使期間 上記「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

	<p>⑥ 新株予約権の行使の条件 上記「新株予約権の行使の条件」に準じて定めるものとします。</p> <p>⑦ 取得条項 定めないものとします。</p> <p>⑧ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて定めるものとします。</p> <p>⑨ 新株予約権の取得承認 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとします。</p>
--	--

(注) 1. 行使価額の調整

当社は以下の場合に行使価額をそれぞれ以下の算式により調整するものとします。

- (1) 当社は、平成19年9月14日より後、当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

この場合の調整前行使価額は、調整後行使価額を適用する日の前日において有効な行使価額とします。

- (2) ① 当社は、平成19年9月14日より後、当社が時価を下回る価額で普通株式の発行又は普通株式の自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含みます。）の行使による場合を除きます。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

- ② 本号①の算式（以下「行使価額調整式」といいます。）で使用される調整前行使価額は、調整後行使価額を適用する日の前日において有効な行使価額とします。
- ③ 行使価額調整式で使用される既発行株式数は、基準日がある場合はその日、また基準日がない場合は調整後行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式総数（当社が当該日において保有する普通株式の自己株式の数を除きます。）とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。ただし、行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出に当たり使用すべき既発行株式数が公正妥当に算定できる場合はその既発行株式数を使用するものとします。
- ④ 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含みます。）の平均値（終値のない日を除きます。）とします。平均値の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入します。
- ⑤ 行使価額調整式の計算については円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとします。
- (3) 行使価額の調整を行う場合、その調整後行使価額の適用時期は、次に定めるところによります。
- ① 時価を下回る価額で普通株式の発行又は普通株式の自己株式の処分を行う場合
調整後行使価額は、払込期日の翌日以降、また基準日がある場合は当該基準日の翌日以降これを適用します。
- ② 株式分割又は株式併合を行う場合
調整後行使価額は、株式分割の場合は基準日の翌日以降、株式併合の場合はその効力発生日以降これを適用します。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金の額を増加することを条件

としてその部分をもって株式分割により当社普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該剰余金の額の減少及び資本金又は準備金の額の増加の決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の終結の日の翌日に、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用します。

なお、上記ただし書の場合において、株式分割のための基準日の翌日から当該剰余金の額の減少及び資本金又は準備金の額の増加の決議をした株主総会の終結の日までに本新株予約権の行使をなした新株予約権者に対しては、次の算式により算出される数の当社普通株式を発行又は交付します。

$$\text{発行・交付株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times (\text{調整前行使価額をもって本新株予約権行使により当該期間内に発行された株式数})}{\text{調整後行使価額}}$$

上記計算の結果1株未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとします。

- (4) 本項第(1)号及び第(2)号に定めるところにより算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまるときは、行使価額の調整はこれを行いません。ただし、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、本項第(1)号及び第(2)号に定める算式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用します。
 - (5) 本項第(1)号及び第(2)号のほか、平成19年9月14日より後、他の種類株式の普通株主への無償割当て、他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合、又は、会社分割、合併等のために発行済普通株式の変更若しくは変更の可能性が生じる事由の発生した場合、その他行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲内で、行使価額は適切に調整されるものとします。
 - (6) 行使価額の調整を行うときは、当社は新株予約権者に対し、調整後行使価額の適用の日の前日までに必要な事項を通知します。ただし、本項第(3)号②のただし書に示される株式分割の場合、その他当該適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときには、調整後行使価額の適用の日以降すみやかに通知します。
2. 本新株予約権の行使の方法及び行使請求権の効力発生日
- (1) 新株予約権者が本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額は、行使価額に付与株式数を乗じた金額に、当該行使にかかる本新株予約権の数を乗じた金額とします。
ただし、行使価額及び付与株式数の調整を行った場合は、調整後行使価額及び調整後付与株式数を用いて算出するものとします。
 - (2) 新株予約権者が本新株予約権の行使を請求しようとするときは、所定の請求書に必要事項を記載しこれに記名捺印したうえ、当該請求書とともに、本新株予約権行使に要する書類を添えて上記「新株予約権の行使期間」欄に定める行使期間中に、行使請求権の受付場所に提出しなければなりません。
 - (3) 新株予約権者が本新株予約権の行使を請求しようとするときは、本項第(2)号に定める各書類の提出に加えて当該本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の全額を行使請求権の払込取扱場所に払い込まなければなりません。
 - (4) 本項第(3)号に基づき、当該本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の全額を行使請求権の払込取扱場所に払込みをした新株予約権者は、その後当該本新株予約権の行使を取り消すことはできません。
 - (5) 本新株予約権を行使した新株予約権者は、会社法第282条に従い当該本新株予約権を行使した日に、当該本新株予約権の目的である株式の株主となります。
3. 株券の交付方法
- 当社は、行使請求の効力発生後すみやかに株券を交付します。ただし、単元未満株式については株券を発行しません。
4. 新株予約権証券の発行
- 当社は、新株予約権者の請求あるときに限り記名式の新株予約権証券を発行します。新株予約権者は、本新株予約権について、無記名式の新株予約権証券の発行を請求することはできません。
- (3) 【新株予約権証券の引受け】
該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
1,482,545,000	1,000,000	1,481,545,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、第2回から第4回までの新株予約権の払込金額の総額（119,795,000円）に、第2回から第4回までの新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額（1,362,750,000円）を合算した金額であります。
2. 行使価額が調整された場合には、払込金額の総額及び発行諸費用の概算額は増加又は減少します。また、新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び発行諸費用の概算額は減少します。
3. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(2)【手取金の使途】

第2回から第4回までの新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を含めた差引手取概算額は、上記「(1) 新規発行による手取金の額」記載の通り1,481,545,000円です。但し、かかる新株予約権の行使は当該新株予約権者の判断によるため、現時点においてかかる新株予約権の行使による財産の出資及びその時期を資金計画に織り込むことは困難であります。したがって、財産の出資があった場合の調達資金は、新規店舗出店、既存店舗改装投資及びシステム投資等の設備資金等に充当する予定であります。具体的な金額及び使途については、行使による財産の出資がなされた時点の状況に応じて決定いたします。

なお、上記差引手取概算額1,481,545,000円のうち、新株予約権の発行による手取金相当額である119,795,000円については、設備資金等に充当する予定です。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等証券取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第22期（自平成17年10月1日 至平成18年9月30日） 平成18年12月25日近畿財務局長に提出

2【半期報告書】

事業年度 第23期中（自平成18年10月1日 至平成19年3月31日） 平成19年6月22日近畿財務局長に提出

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成19年8月27日）までに、証券取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき、臨時報告書を平成19年4月3日に近畿財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

以下の内容は、参照書類である有価証券報告書（第22期有価証券報告書）に記載された「第一部 企業情報 第2事業の状況 4 事業等のリスク」を一括して記載したものであります。当該有価証券報告書提出日以降、変更又は追加となった箇所については_____ 罫で示しております。

また、当該有価証券報告書に記載された将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成19年8月27日）現在においても変更の必要はないと判断しております。

事業等のリスク

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。なお、以下の記載のうち将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成19年8月27日）現在における判断であります。

(1) 回転すし事業への特化及び現在の競合、市場の状況等の状況について

当社は、回転すし事業に特化して、直営の回転すし店を多店舗展開しておりますが、近年においては回転すしが全国的に普及する中で、業界内における事業者間の優勝劣敗の傾向が強まってきております。現在、大手チェーン店が相次ぎ競合店の出店するエリアに新規出店を行うことにより、同業他社との競合はもとより、自社の店舗同士で顧客の取り合いを生む状況下であり、他社のシェアを奪取するため、品質の差を織り込んでの価格競争が避けられない状況となっております。これまで首都圏、近畿圏それぞれを主要事業基盤としていた同業会社が、事業基盤の枠を超え、全国レベルでの競争を行う状況となっていることもあり、競合他社が、更に低価格戦略を打出してきた場合には、当社も価格競争に巻き込まれることを余儀なくされることも考えられます。また、今後の少子高齢化の影響を受け、国内の回転すし市場が中長期的には飽和状態が想定されることから、当社の売上高に影響する可能性があります。このほか、消費者満足度の変化等による売上高減、米・魚介類等の材料価格につき昨今の世界的な水産資源の需給逼迫や為替相場の変動等の理由による高騰、天候不順が生じた場合にも、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 仕入、加工及び物流管理について

当社は事業規模の拡大に伴う商品調達力の強化を背景に、仕入原価の通減を図っておりますが、店頭において豊富な種類のネタを提供すること並びに店内スライス加工の維持を競合他社との差別化戦略の一つとして掲げており、売上原価率が相対的に高くなる傾向にあります。

また、一部の同業会社が自社工場による集中加工を行っている中、鮮魚類を、仕入先から直接チルド状態で納入し、各店舗においてスライス加工を行うことにより、鮮度維持を図っております。このため、物流コスト等の増加要因となっております。

生鮮食品を取扱う業界特性上、仕入及び物流両面において、安定的な商品の確保が不可欠であり、品質の保持及び迅速な物流体制の確保は事業の生命線であります。仕入面において万が一、調達に支障を来す状況若しくは調達原価の急上昇をもたらす事態が発生した場合、また物流面において食材関係は外部業者に委託しており安定的且つ迅速な物流体制が維持できなくなった場合においては、当社の事業展開上に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(3) 出店政策等について

① 出店政策について

当社の出店方針は、1) 郊外の大型店舗中心の出店、2) 近畿圏から首都圏、中部圏を始めとする全国展開であります。当社の出店立地条件及び店舗の特徴は、幹線道路に沿った、郊外型が中心であり、また店舗規模については、当社の店舗運営上の効率性を踏まえ、客席数が概ね200席程度の大型店舗が最近の出店の中心となっております。このため、店舗建設にあたっては駐車場を含む十分なスペースの確保が必要条件となっております。

当社の出店に要する初期コストは、出店地域により異なるものの、概ね72百万円程度となっております。想定される該当店舗の営業利益ベースで、出店後3年以内での投資回収を見込んでおります。なお、当社は、新リース会計を踏まえ、店舗の附帯設備等一式を従前のリース方式から買取り方式に変更することを予定しており、かかる変更後の当社の出店に要する初期コストは概ね95百万円程度となる予定です。

しかしながら、当社のニーズに合致する立地条件の物件が必ずしも確保されるとは限らず、たとえ物件そのものが確保されても収益が予定通り実現されない等、その結果如何によっては出店計画の遅延、利益計画達成への悪影響等の可能性があります。

② スクラップ・アンド・ビルドについて

当社は積極的な出店政策を行っておりますが、既存店の中には、競合店や他業態の飲食店の近接エリアへの出店等により、店舗収益の減収、赤字が継続する店舗も出てきます。当該店舗につきスクラップ・アンド・ビルドを実施する場合や店舗の大型化方針に則り、収益力が低下傾向にある小型店舗を中心に、近隣に物件が確保された段階で、当該店舗の退店及び新店の出店を行う場合もあります。

また当社は、所定の退店基準を踏まえ、退店を実施していく予定であります。退店に伴い、店舗設備等の固定資産除却損の計上に加え、契約上、保証金の全部若しくは一部が返還されない可能性が発生いたしますが、これらは営業上全社のコストと考え、今後収益性が見込めない店舗については適宜スクラップを行っていく方針であります。

当社は、平成14年9月期に2店舗、平成15年9月期に4店舗、平成16年9月期に8店舗、平成17年9月期に6店舗、平成18年9月期に6店舗、平成19年9月期の7月31日現在、6店舗の退店を行っております。

(4) 店舗の運営方針・店舗管理について

① 他社との差別化戦略について

当社店舗の特徴の基本に、1) 低価格、2) 品数の豊富さがあります。

まず、当社は原則税込価格一皿105円に象徴される低価格を特徴としております。しかしながら、回転すし業界で事業拡大を果たしている競合他社は、当社と同様に低価格路線を採っており、低価格の条件下で、如何によりよいネタを提供できるかが今後の生き残りの鍵になるものと考えております。

次に、当社は70品目程度を提供できる体制を確保することにより、多様なお客様のニーズへの充足を図っております。しかしながら、店舗仕入コストの増加に繋がるため、それを上回る来店客数等の増加が見込めないときには収益性の維持・拡大が難しくなる可能性があります。

② 既存店の収益向上方策について

当社は、近隣への競合店の出現等に対する既存店の収益への影響を抑えるため、高級品を使用した新商品の投入並びに新聞折込チラシ等による販売促進を図っております。この結果、売上原価及び販売費及び一般管理費の増加要因となるため、適切な店舗収益管理を行う必要がありますが、仮にこれらの方策が期待された販売促進効果を生まない場合においては、当社の経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

③ 店舗収益管理について

店舗運営費用のうち、出店時の契約においてコストが固定される地代家賃等を除き、統制可能なコストとして食材仕入費用及びパートタイマーの人件費が重要な要素となります。

当社は鮮度の重要性を踏まえ、店舗で使用するネタの大部分を店長の裁量で仕入れているため、各店ごとの来店客数、来店客層、天候等を踏まえたすしネタ別の売上予測精度を高めていくことが店舗運営コストに重要な影響を及ぼします。当社人件費管理については日々の売上予測を前提としたシフト配置が重要であり、売上予測精度を高める視点が重要であります。

こうした食材費や人件費等の変動費部分を柔軟にコントロールしていくことが必要不可欠となってきておりますが、仮に、こうした施策が十分に機能しない場合には、店舗収益管理等に影響を及ぼす可能性があります。

④ 店舗内部管理体制について

各店舗は、店長を含む正社員とパートタイマーから構成されております。当社は、各店舗レベルにおいてパートタイマーを含む従業員に対する労働関連法規、社内規則及びマニュアル等の遵守の徹底や来店客とのトラブル防止等に努めると共に、内部監査等のタイムリーな実施により内部管理体制の強化を図っておりますが、これらの対応策が十分でない場合には、当社のコーポレート・ガバナンス上の諸問題等が発生し、風評等に悪影響を及ぼす可能性もあります。

⑤ 衛生管理について

当社は、清潔な厨房での調理管理、鮮度・衛生管理に加え、食品衛生責任者となる資格を有する衛生検査員を巡回させて、調査、指導を行う一方、定期検査を行っております。

外食業の中でも生鮮食材を扱う当社にとって、食中毒等の発生はその社会的影響に鑑みると、その後の企業としての存立そのものに重大な影響を及ぼす可能性があります。さらに、同業他社による食中毒が発生した場合においても、消費者による回転すし業界全体に対する不信感等により、当社の業績に影響を及ぼす可能性もあります。

(5) 人材の確保・育成について

今後の組織拡大、店舗展開に対応した人材の確保及び育成が重要な課題となっております。

当社は、店舗従業員についてパートタイマーを中心とした人材の確保を行っておりますが、正社員は定期採用のほか、パートタイマーのうちの優秀な人材を正社員に登用しております。こうした定期・不定期での正社員・パートタイマーの採用方法がうまく機能しなくなる等の事態が生じた場合には、当社の事業展開に悪影響を及ぼす可能性があります。

一方、人材の育成については、正社員、パートタイマー両方の共通課題であります。当社は店舗の差別化、収益管理、衛生管理等、店舗経営上不可欠なノウハウを早期に一定レベルに到達するべく人材の教育を図っておりますが、これらがうまく機能しない場合には、当社の事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 敷金保証金等の与信管理、債権管理について

当社は、ここ数年来、積極的な出店に伴い敷金保証金残高が増加しておりますが、保証金預託先の財政状況によっては、債権回収が困難となる可能性があります。敷金保証金勘定のうち建設協力金については、当社が支払う地代家賃と相殺で毎月分割返済されるため、契約満了時点では完済となるもので、営業を継続している限りは基本的に債権の保全が図られるものと考えられます。しかしながら、当社の都合による中途解約においては、当社が締結する長期賃貸借契約の契約内容によっては、建設協力金が返還されない可能性もあります。また、賃借先である家主の破産等が発生した場合には差入保証金等の回収不能のみならず、店舗での営業の継続に支障等が生ずる可能性もあります。

平成19年9月期の7月31日現在の敷金保証金残高は、36億61百万円、このうち、建設協力金残高は17億8百万円であります。

(7) 法的規制について

当社は、回転すし事業において食品衛生法、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）、及び消防法の法的規制を受けております。

これらの規制や罰則が今後強化された場合においては、対応費用の増加等により、当社の業績に重要な影響を及ぼす可能性は否定できません。

なお、現在、パートタイム労働者の労働条件の改善を目的として、厚生労働省にてパートタイム労働法等の見直しが検討されております。これらの法改正に伴い、パートタイム労働者の人件費が増加した場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 戦略的業務・資本提携及び中期経営計画について

当社は、更なるお客様満足度の向上を目指し、一層の企業価値・株主価値の向上等を実現し、当社の経営基盤を強化するため、株式会社極洋（以下「極洋」といいます。）及びユニゾン・キャピタル・グループ（以下「ユニゾン」といいます。）との戦略的業務・資本提携、ユニゾンが運営するファンドに対する新株式及び新株予約権発行（戦略的業務・資本提携を含め、以下「本件提携」といいます。）を行う予定であります。かかる新株式及び新株予約権の割当予定先であるAtlantic Fisheries, L.P.及びPacific Fisheries, L.P.は、ユニゾンが運営するファンドです。上記各割当予定先に割り当てられた当社普通株式合計1,172,000株を上記各割当予定先が取得した場合には、そのうち数%（増資後の当社発行済普通株式数の1%弱程度の見込み）につき、極洋が取得する予定ですが、株式数については現段階では決まっておりません。具体的な時期及び株数については今後ユニゾン及び極洋の間で協議の上、決定する予定です。本件提携により、当社は、極洋との間で海外展開を含めた総合的協力体制確立の検討や食材の共同開発の検討を、また、ユニゾンから成長戦略及びマーケティング戦略の実行等支援を受けることにより、財務戦略及び経営管理機能・ガバナンスの強化、人材リソースの補完並びに店舗開発の強化等を行うことを予定しております。

当社は、本件提携を前提として、そのシナジー効果を考慮の上、売上増加を目指して、計画期間を平成20年9月期から平成24年9月期とする5ヵ年の中期経営計画を策定いたしました。

しかしながら、かかる本件提携により当初期待していたシナジーその他のメリットが獲得できなかった場合等には、業績に影響を与える可能性があります。また、他社との競合により想定された売上の増加が達成できない場合や、事業環境の変化その他様々な要因により中期経営計画の目標を達成できない可能性があります。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社あきんどスシロー 本社
(大阪府吹田市江坂町二丁目1番11号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第三部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第四部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。